

## ◆介護職員等処遇改善加算

令和6年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定におきまして、介護職員等の更なる処遇改善として、それぞれ「介護職員等処遇改善加算」「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下特定加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。尚、当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りとなります。

### ◆介護職員等処遇改善加算の取得状況

グループホーム 高田・楽々苑 … 介護職員等処遇改善加算Ⅱ  
小規模多機能型居宅介護施設 高田・楽々苑 … 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

### ◆賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	法人内の介護保険事業所と連携し、採用活動や人事異動、研修を実施 学校やボランティアからの職場体験の受け入れや地域での催しに参加し地域交流を行う
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得に向けての勉強会の開催、シフトの調整を行い資格取得に向けての支援 各種研修の案内をし、研修の受講の支援
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休暇、有給等の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	非正規職員から正規職員への転換の奨励 職員の状況を確認し必要に応じたシフト対応や配置転換などの整備
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、腰補助用（マッスルスーツ）やロボットアシストウォーカー等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	電動ベッドの導入や腰補助具等、介護職員の腰痛対策及び負担軽減を図る 事故対応マニュアルの作成やケア会議時に事故についての振り返り経過観察
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やセンサー等の導入による業務量の縮減	介護記録のデジタル化を行い、転記作業の削減、ファイルの減少。タブレットでの業務連絡を行い、同時に情報収集を行う事で業務量の縮減
やりがい・	ミーティング等による職場内コミュニケーション	朝礼・夕礼（日勤から夜勤職員）実施により情

働きがいの醸成	ンの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	報共有を図る 毎月ケア会議にて気づきの溶融 学校やボランティアからの職場体験の受け入れや地域での催しに参加し地域交流を行う
---------	---	---

令和6年6月現在